旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年４月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社四文字コーポレーション（まりさ観光）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6521号　④株式会社四文字コーポレーション　東京都江東区有明一丁目４番11－932号　代表取締役　猪上一生　⑤深川観光センター　東京都江東区越中島２丁目７番３号アクィーラビル１階　⑥平成24年３月22日　⑧平成25年３月４日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区有明一丁目４番11－932号　株式会社四文字コーポレーション　代表取締役　猪上一生

Ｂ　①株式会社サファリ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6390号　④株式会社サファリ　東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号　代表取締役　芝幸太郎　⑤本社営業所　東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号住友不動産原宿ビル17階　⑥平成22年12月21日　⑧平成25年３月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号　株式会社サファリ　代表取締役　芝幸太郎

Ｂ　①職業能力開発総合大学校生活協同組合　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－730号　④職業能力開発総合大学校生活協同組合　神奈川県相模原市緑区橋本台４丁目１番１号　職業能力開発総合大学校内　代表理事　伊賀昌久　⑤プレイガイド　神奈川県相模原市緑区橋本台４丁目１番１号　⑥平成10年６月23日　⑧平成25年２月28日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県相模原市緑区橋本台４丁目１番１号　職業能力開発総合大学校内　職業能力開発総合大学校生活協同組合　代表理事　伊賀昌久

Ｂ　①有限会社みちサービス　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1271号　④有限会社みちサービス　愛知県豊川市末広通四丁目９番地の３　代表取締役　路川誠二　⑤本社営業所　愛知県豊川市末広通四丁目９番地の３　⑥平成20年12月17日　⑧平成25年３月８日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県豊川市末広通四丁目９番地の３　有限会社みちサービス　代表取締役　路川誠二

Ｂ　①有限会社パールトラベル（ユニグローブパールトラベル）　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－280号　④有限会社パールトラベル　三重県津市久居新町872　代表取締役　奥山章　⑤本社営業所　三重県津市久居新町872　⑥平成15年４月22日　⑧平成25年２月28日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県津市久居新町872　有限会社パールトラベル　代表取締役　奥山章

Ｂ　①株式会社ドラシェ　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－622号　④株式会社ドラシェ　兵庫県神戸市長田区大橋町五丁目２番１－401号　代表取締役　岡田龍絵　⑤本社営業所　兵庫県神戸市長田区大橋町五丁目２番１－401号　⑥平成19年12月３日　⑧平成24年11月６日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県神戸市長田区大橋町五丁目２番１－401号　株式会社ドラシェ　代表取締役　岡田龍絵

Ｂ　①有限会社ひまわり観光　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－329号　④有限会社ひまわり観光　福岡県中間市岩瀬一丁目29番１号　取締役　白橋寿博　⑤本社営業所　福岡県中間市岩瀬一丁目29番１号　⑥平成３年５月27日　⑧平成25年３月４日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県中間市岩瀬一丁目29番１号　有限会社ひまわり観光　取締役　白橋寿博

Ｂ　①室井孝子（レーズン）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業３－499　④室井孝子(レーズン)　福岡県福岡市博多区吉塚本町９番10－805　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区吉塚本町９番10－805　⑥平成11年２月18日　⑧平成25年３月１日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市博多区吉塚本町９番10－805　室井孝子

Ｂ　①株式会社南九州トラベルセンター　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３－130号　④株式会社南九州トラベルセンター　宮崎県都城市牟田町７街区７号　代表取締役　永田実　⑤本社営業所　宮崎県都城市牟田町７街区７号　⑥平成16年３月24日　⑧平成25年２月28日　⑩300万円　⑪宮崎県知事　⑫宮崎県都城市栄町19号12番谷口ビル２Ｆ　株式会社南九州トラベルセンター　破産管財人　弁護士　谷口悟

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年４月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社プロジェ夢現　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4125号　④株式会社プロジェ夢現　東京都杉並区天沼三丁目３番７号605　代表取締役　覚明正之　⑤本社営業所　東京都杉並区天沼三丁目３番７号605　⑥平成８年11月25日　⑦平成25年２月19日　⑧60万円　⑨300万円